

第3編 今後の取り組みにあたっての留意事項

(1) 今後の調査研究

技術の進歩により明らかになっている新しい知見、技術について、最新の成果を導入できるよう調査・研究およびその体制づくりを検討していくことが重要であり、以下の点に留意する。

- ① 多様な生物の生息空間の創出や水質改善など、環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備や、自然エネルギーの活用、アマモ場の防護効果などの調査・研究について、専門の研究機関や学識経験者との連携を図りながら進める。
- ② 藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態調査等の環境調査、各種文化財や歴史的資源等の調査・研究について、他の関係機関との連携により、情報の共有化および調査の充実を図る。
- ③ 地球温暖化にともなう気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇が懸念されるため、今後の調査研究の進展などについての情報収集に努める。
- ④ 高度成長期等に集中的に整備された海岸保全施設の老朽化への対応のため、費用の軽減や平準化を図りつつ所定の機能を確保するために、適切な維持及び修繕に関する最新の調査研究などについての情報収集に努める。

なお、今後の調査研究の進展にあわせ、環境面や利用面で配慮すべき目標値などについても検討していく。

(2) 地域住民等の参画と情報公開

大阪湾沿岸の海岸保全施設については、ほとんどの区間で整備が完了しているが、一部に未整備区間や改良等が必要な区間が残されている。また、環境面や利用面についても課題が残されており、「人も自然も元気でにぎわう」海岸を目指して、今後も海岸整備を推進する必要がある。

今後、防護、環境保全、利用促進のバランスがとれた事業を実施していくためには、海岸に関する情報について広く地域住民への公開に努め、事業の透明性の向上を図っていくとともに、計画の策定や事業の実施段階において、地域住民や漁業関係者、海岸づくりの調査、研究を進めている市民団体、NPO、ボランティアなど海岸に関わる多方面の関係者の積極的な参画を得る必要がある。

情報公開については、海岸の状況や計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況などのほか、日常的な海岸利用の安全に関する情報についても、同様に広く地域住民への公開に努めていくものとする。なお、情報公開の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行うものとし、地域住民のみならず来訪者、

観光客等にも広く情報を提供できるよう検討していく。

地域住民等の参画については、ワークショップ方式の導入や地元関係者の参画した話し合いの場としての懇談会や委員会等の開催も検討していくものとする。さらに、現地見学会など実体験による学習の機会を設ける。

情報公開と地域住民等の参画を得ることにより、防災、環境、地域産業や歴史などに関する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民自身がマナーやモラルの向上を考え、海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていくものとする。

（３）広域的・総合的な調整・連携

大量消費型の経済社会から脱却し、物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費を抑制し、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっている。

大阪湾における海洋汚染や河川からの流入も含めた海岸のごみ問題、油流出事故などは、生物生態系に及ぼす影響が大きいことから重要な環境課題であるとともに「循環型社会」を形成するうえで広域的な社会問題として捉える必要があり、問題の背景を把握した上で慢性的な原因の解消や突発的な事故への迅速な対応など総合的な対策を考えていく必要がある。そのため、関係機関の協力のもとに沿岸域が一体となった取り組みをめざすことが必要である。

本計画に基づき海岸保全施設の整備を実施していくにあたっては、港湾における環境面の計画などの関連計画との連携に配慮し、大阪湾全体の視点で取り組みを進めていくことが重要である。

また、海岸の侵食対策についても、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握など、関係者と連携した適切な土砂管理方法の確立をめざすことにより、砂浜の維持・復元を図っていくことが必要である。

大阪湾は、本計画の対象範囲である兵庫県南東部と大阪府域からなる大阪湾沿岸と、淡路沿岸東部とで形成されていることを考慮し、それぞれの現況特性をふまえ、大阪湾全体における各々の役割分担などについては今後検討していく。

（４）計画の見直し

本計画策定後において、災害等の発生により新たに施設整備の必要性が生じた場合には、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。

また、地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直すこととする。そのために、自然環境や社会経済状況についての情報収集・整理や海岸への要請の把握に努める。

大阪湾における大阪湾沿岸と淡路沿岸との役割などについては、今後検討していくが、参考として以下に整理する。

【 参 考 】

大阪湾における各沿岸の役割について

本計画の対象とする大阪湾沿岸は、淡路沿岸東部とともに大阪湾を形成することから、淡路沿岸の計画との相互関係に配慮する必要がある。

大阪湾沿岸では都市的利用が集積し、一方の淡路沿岸には豊かな自然が残っているなど、大阪湾を形成する2つの沿岸の現況特性は異なる部分が多い。

大阪湾を構成する各沿岸の役割について整理すると、概ね以下のようになる。

大阪湾における各沿岸の役割

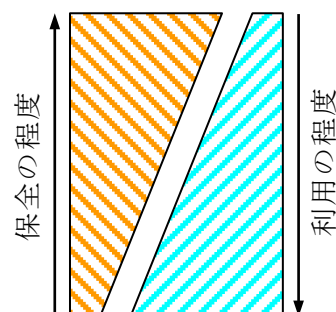
大阪湾沿岸	淡路沿岸
沿岸の大部分が高度に集積した都市を背後に持つ大阪湾沿岸では、海岸の日常的な利用と残された環境の保全との調整を図りつつ、利用面での機能向上及び新しい環境創造に取り組んでいく沿岸である。	大阪湾において残された美しい自然海岸を有し、海域生物の再生産の場としても重要な淡路沿岸では、豊かな環境の保全を基本として、地域の日常的な利用や都市部からの観光利用を受ける、人と生きもののオアシスとなる沿岸である。

本計画において設定しているエリア特性の区分と、淡路沿岸で設定しているエリア特性の区分の関係を下表に示す。大阪湾沿岸は淡路沿岸より自然的要素が比較的少なく、「環境保全」という観点に加え、これまでに失われた海岸の自然環境を、今後は可能な限り回復・創出していくという観点で、「環境創造」というキーワードを使用している。また、大阪湾沿岸は利用系が中心であることから、特に利用面での性格の違いを表現している。

保全と利用の調和を目指すという両者の基本的な海岸づくりの方向は共通しているが、エリア特性の区分により各沿岸の独自性を表す結果となっている。

各沿岸におけるエリア特性の関係

大阪湾沿岸	淡路沿岸
環境保全・親しみエリア	環境保全重視エリア
環境創造・楽しみエリア	環境利用調整エリア
環境創造・活性化エリア	利用促進エリア



(1) 海岸保全施設の種類と概要

主な海岸保全施設の種類と概要について参考表に示す。

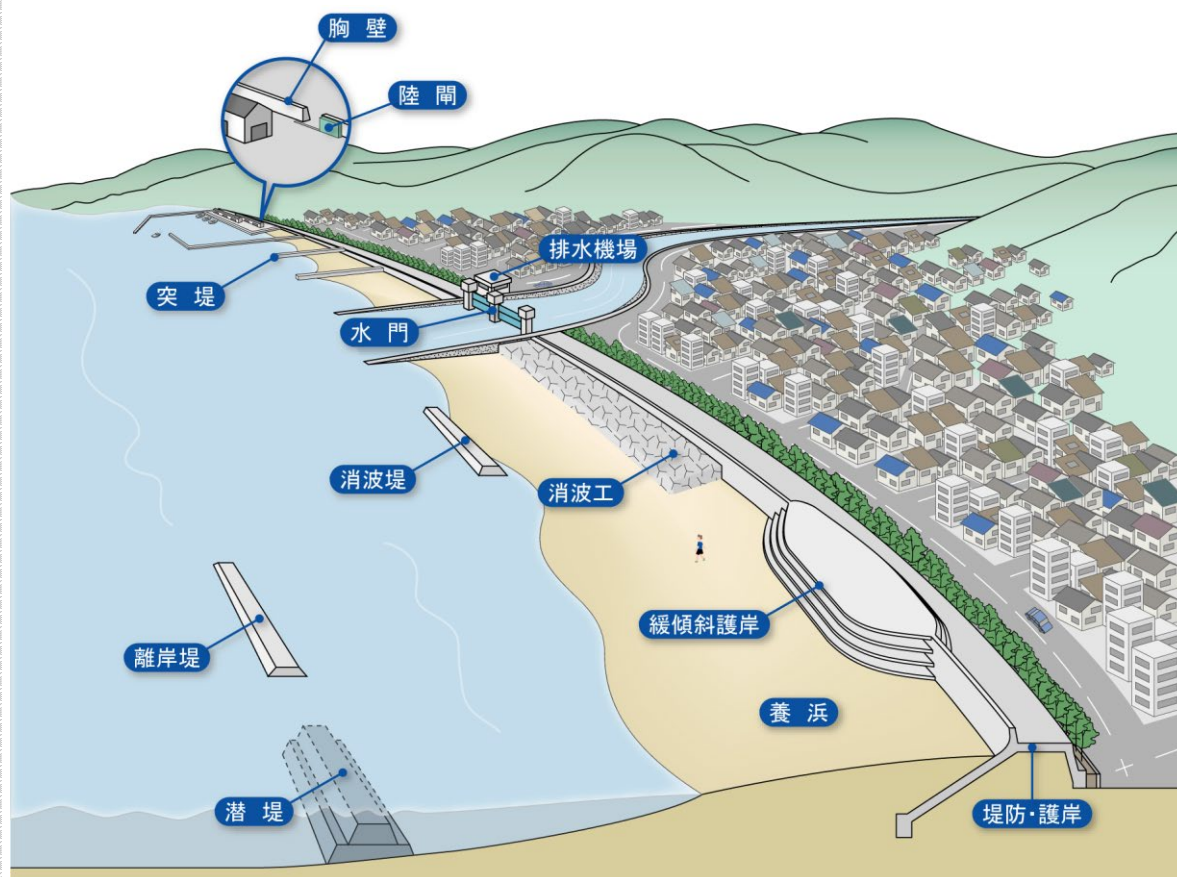
参考表 海岸保全施設の種類と概要

種 類	概 要
養 浜	侵食された海岸に人工的に砂を供給し、砂浜を形成することである。
離岸堤 ・ 潜 堤	侵食防止や海浜造成成果を目的として、汀線から離れた沖合の海面に設置する施設である。 潜堤は離岸堤とほぼ同じ形状・効果を有し、特に環境面や景観面に配慮して堤体を水面下にとどめた施設である。
突 堤	主として沿岸漂砂の卓越する海岸において、沿岸漂砂を制御することにより、汀線の維持あるいは前進を図ることを目的としている施設である。
消波堤	波浪を減衰させて侵食を防ぐための施設であり、離岸堤よりは陸側の汀線付近に設置される。
護岸・堤防	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する施設で、護岸は現地盤や埋立地盤を被覆する施設であり、堤防は現地盤を盛土やコンクリート打設等により増嵩させる施設である。
胸 壁	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で陸域に設けられる施設で、海岸線に港湾や漁港施設が存在し、施設利用の関係から水際線付近に堤防や護岸を設置することが困難な場合に、それら施設の背後に設置される場合が多い。
消波工	波浪を減衰させて飛沫を減らしたり、堤防・護岸を保護する目的で設置されるコンクリートブロック。
水門・樋門	高潮や津波から海岸及び後背地を防護する目的で河川や運河を横切って設けられる施設である。一般に通水断面の上方が開放し、その径間が大きいものを水門、通水断面が函渠形式で径間が小さいものを樋門、さらに小規模なものを樋管と呼ぶ。
排水機場	高潮時に水門等の門扉が閉鎖された後、降雨等により流入してくる河川水や都市排水および農地排水を強制的に排除することを目的とした施設である。
閘 門	水位の異なる2つの水面間を船舶が通行するための施設である。
陸 閘	堤防や胸壁前面の港湾・漁港施設等を利用するために、普段は車両、人の通行が可能となるように設けられた門扉のことである。

(2) 施設の選定

整備対象区域の要請事項や制約条件等に照らしあわせて海岸保全施設の種類の選定する。

大阪湾沿岸の多様な海岸環境と海岸景観の保全・創造を図るためにも、整備箇所や周辺地域の特性を踏まえつつ、地域特有の風景になじむような施設を個々に検討のうえ採用していくものとする。



参考図 海岸保全施設のイメージ

添 付 図（１）

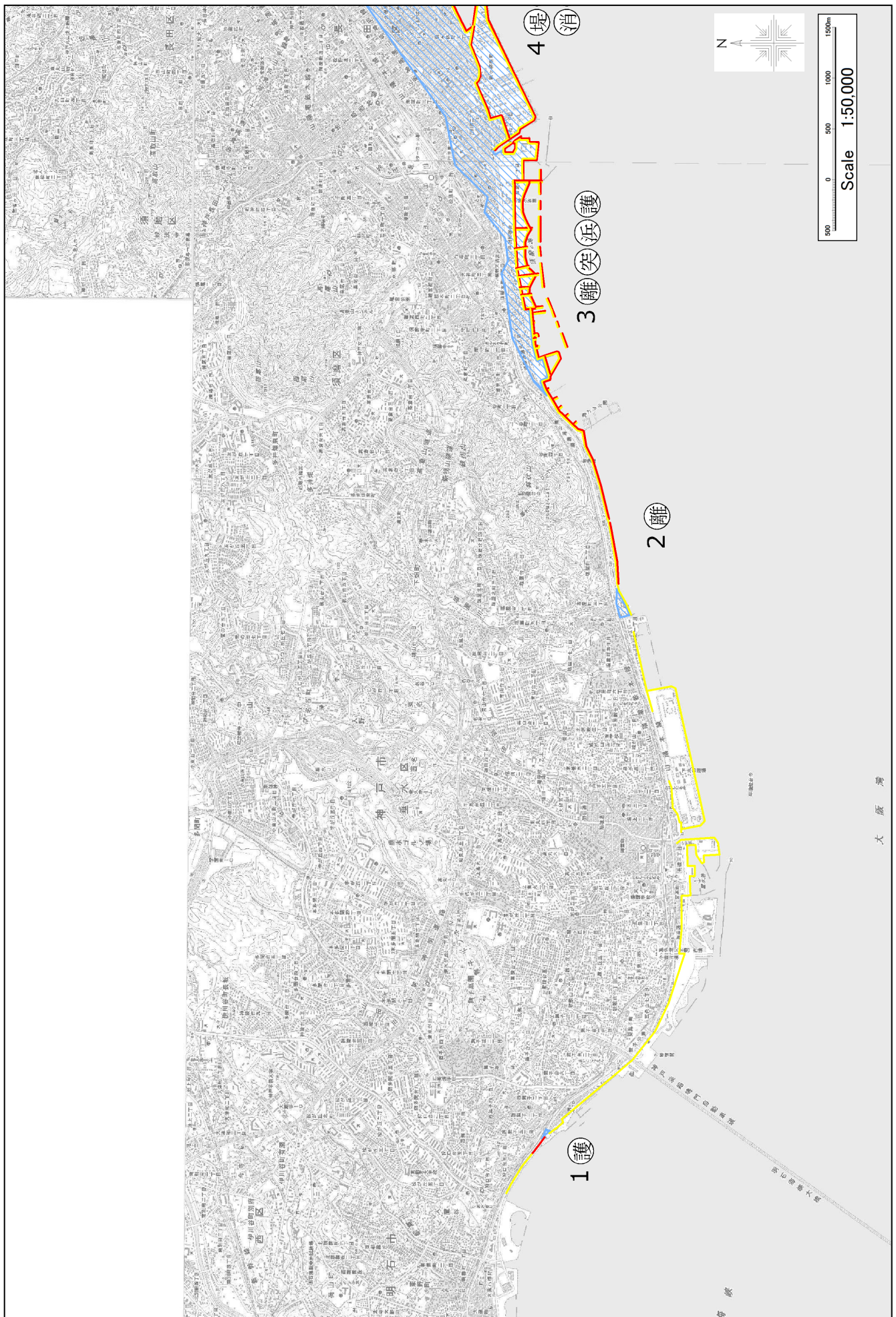
第２編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

第2編において定めた新設又は改良の整備対象区域について、海岸保全施設を配置する区域、種類及び受益地域を添付図として示す。

なお、図中の数字は、新設又は改良の整備箇所整理表の区域番号に該当し、図中の凡例については付表－1に示すとおりである。

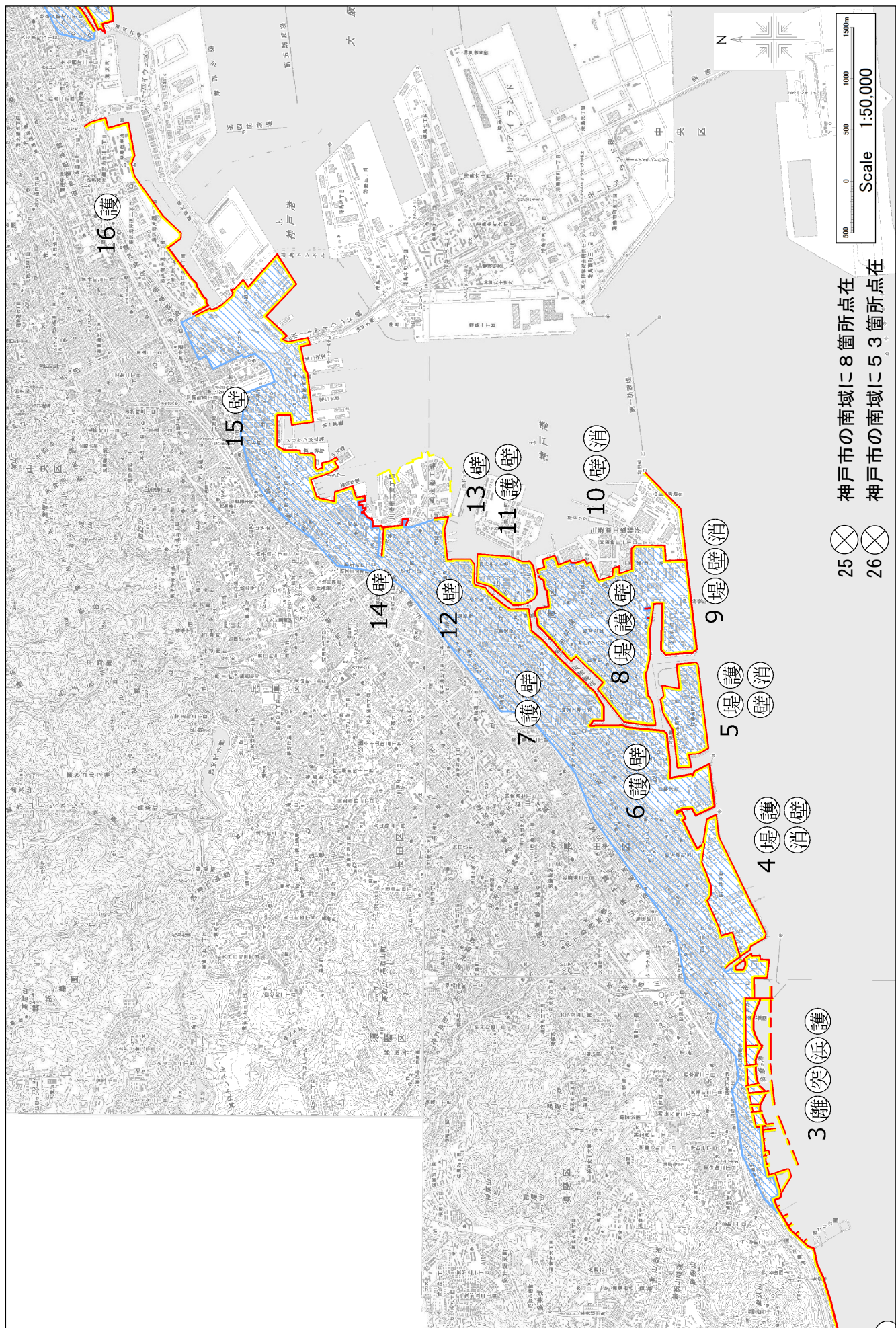
付表－1 添付図 凡例

＜凡 例＞	
	海岸保全施設の新設に関する工事を施行しようとする区域
	既設の海岸保全施設の存する区域
	既設の海岸保全施設の改良に関する工事を施行しようとする区域
	堤防（緩傾斜堤防を含む）
	護岸（緩傾斜護岸を含む）
	胸壁
	突堤（ヘッドランドを含む）
	離岸堤
	消波堤（消波工を含む）
	潜堤（人工リーフを含む）
	高潮・津波防波堤
	人工海浜（養浜を含む）
	水門（樋門、陸閘、排水機場を含む）
	受益地域（想定浸水・想定侵食区域）



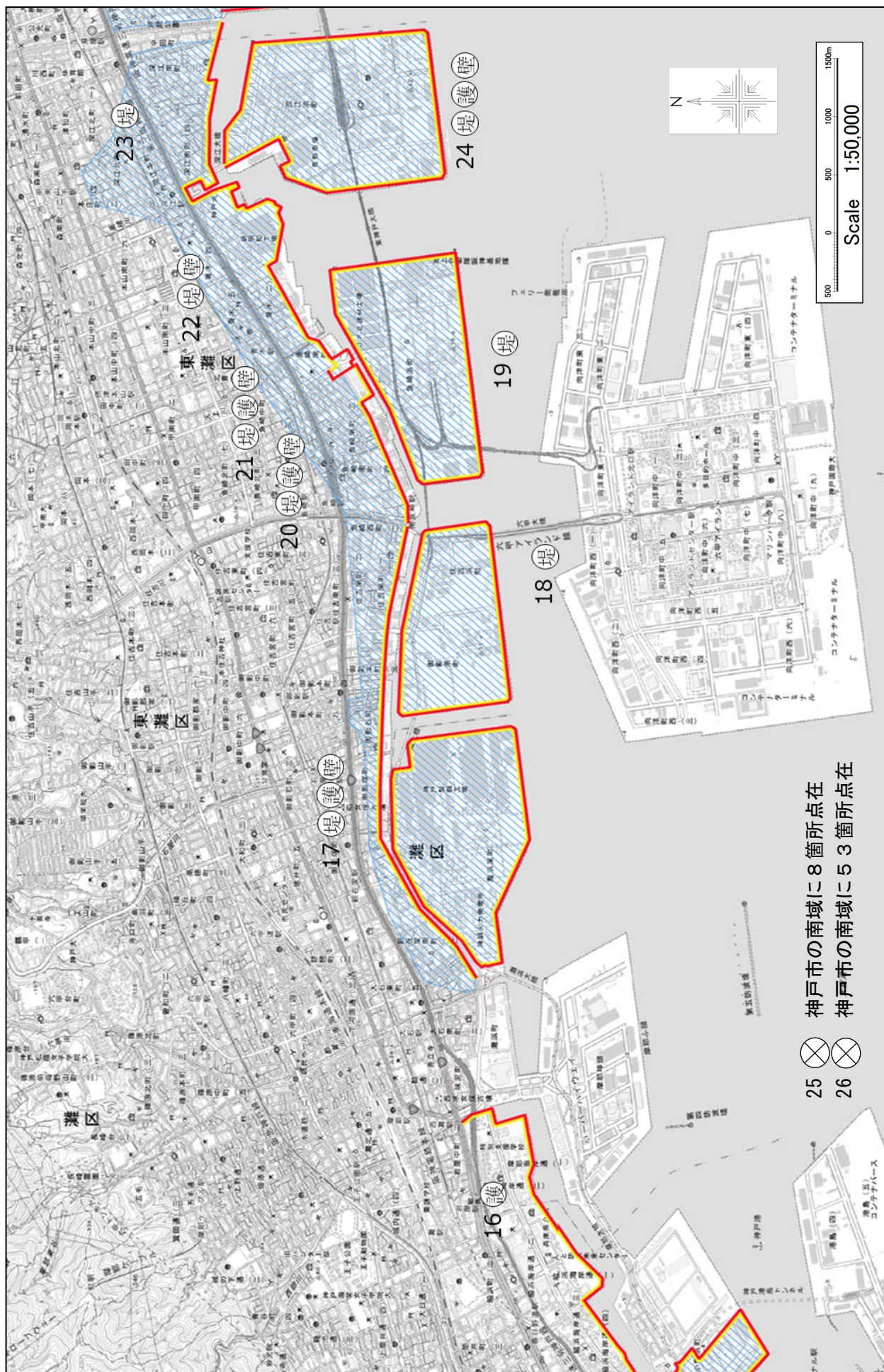
- ・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 27 情複、第 1119 号）
- ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（1）



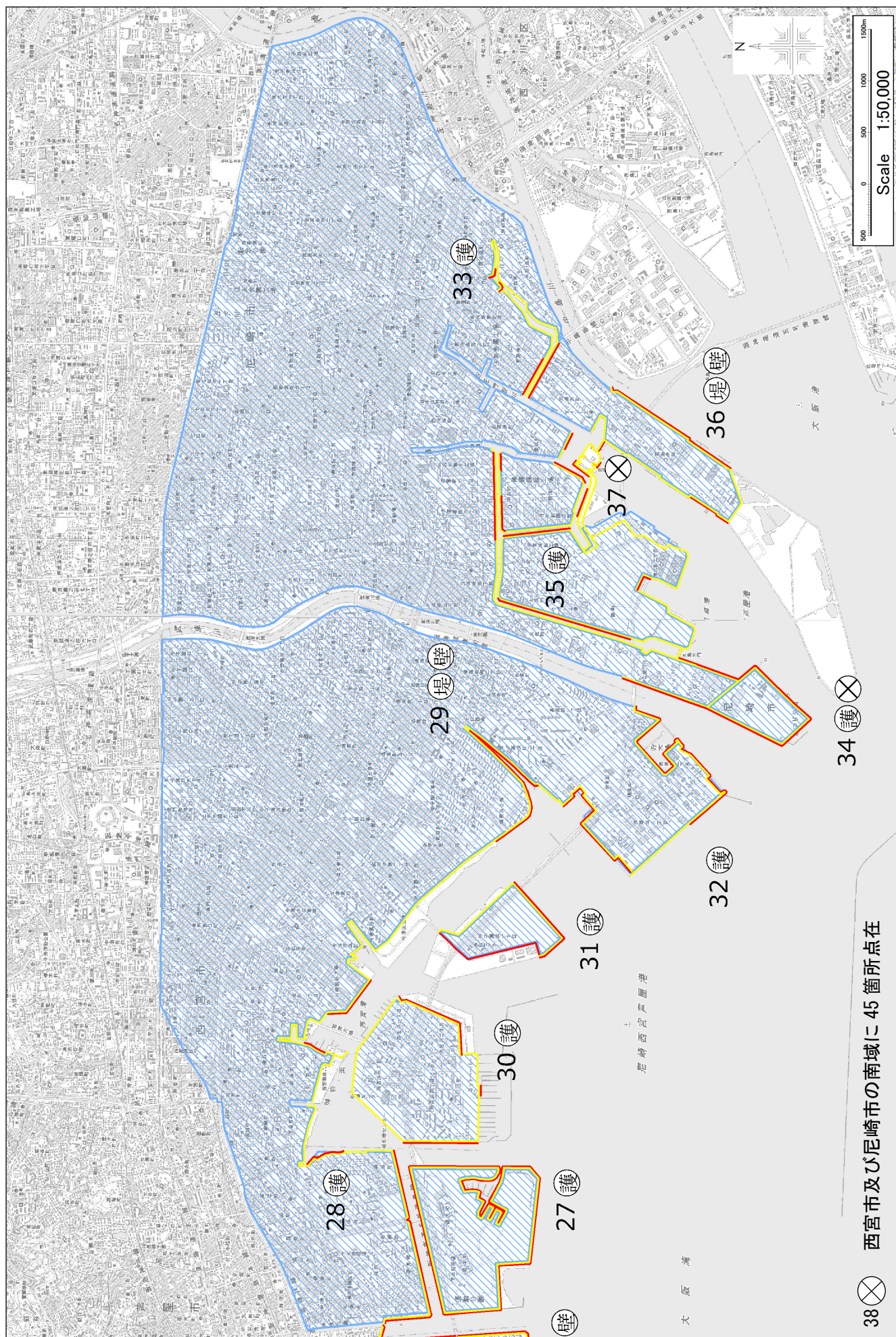
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（2）



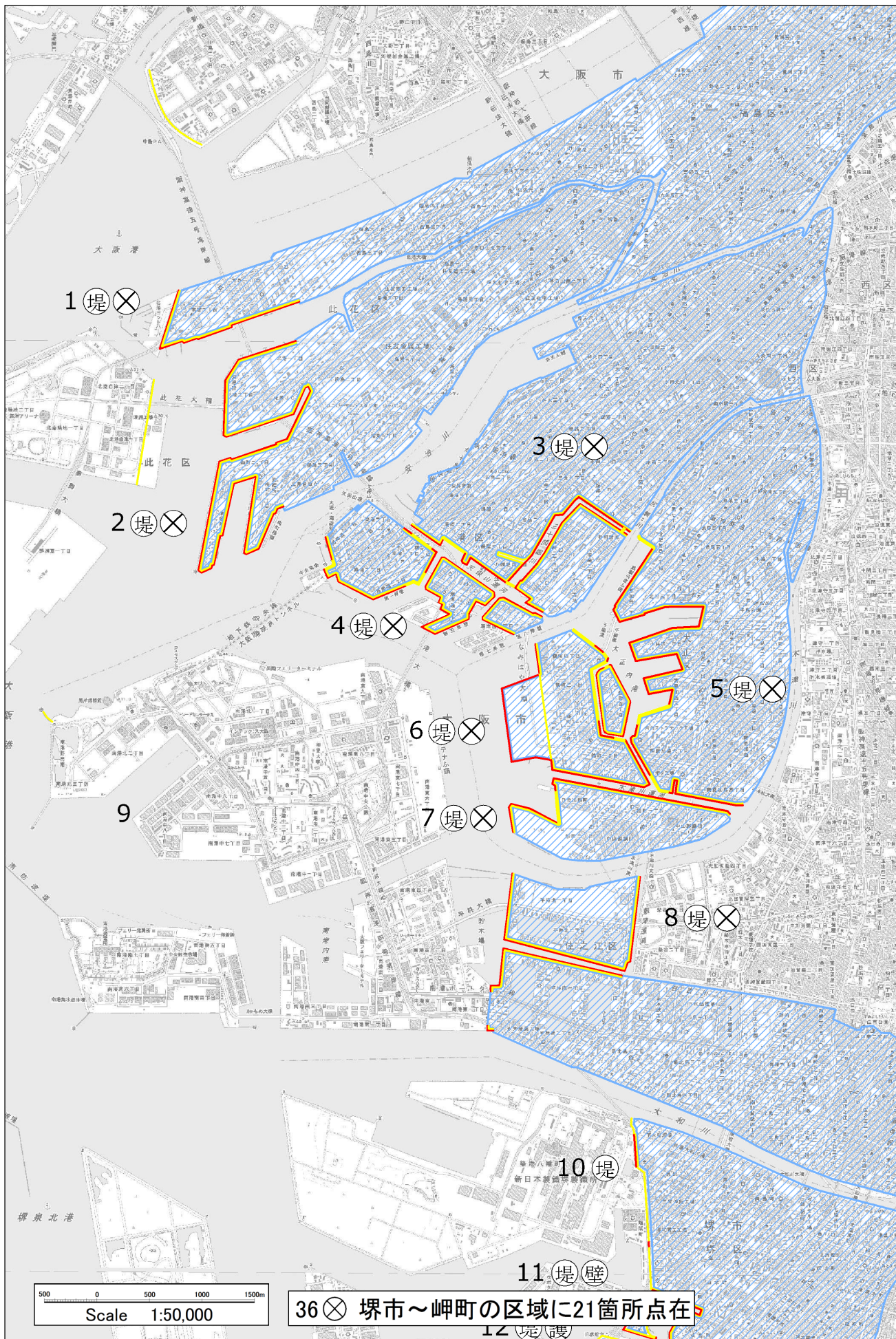
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（3）



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（4）



・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000（地図画像）及び数値地図25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平27情複、第1119号）
 ・この地図をさらに複製する場合は、国土地理院の長の承認を得なければならない。

添付図 新設又は改良の整備対象区域（5）